

【4. 自治体における対象事業所等】

Q4-1. 区役所の本庁舎の中に、教育委員会や財団法人の事務スペースがある場合、区長部局の報告から除外してよいですか？

A4-1. 区役所の本庁舎全体が区の所有であるならば、区長部局分として本庁舎全体が報告書提出対象事業所等に該当します。また、この例の場合、本庁舎の一部を使用している教育委員会、財団法人も、それぞれ使用している部分について報告書を作成する主体となります。

Q4-2. 指定管理者制度を利用して、市の施設の管理を行っていますが、その場合、報告書の提出者は誰になりますか？

A4-2. 地球温暖化対策報告書制度の対象となる事業者は、中小規模事業所の所有者又は使用者になります。自治体が施設の所有者であれば、その施設の報告書の作成・提出者になります。使用者においては、契約の実態によっても異なりますが、施設を賃借している又は、事実上賃借と同様の使用の権限がある場合には、使用者となります。

Q4-3. 学校については、誰が報告書の提出主体になりますか？

A4-3. 学校については、当該学校施設の設置、管理及び廃止に関する権限を有している教育委員会が報告書を提出する主体となります。

Q4-4. 公園を報告する場合の報告範囲はどうなりますか？

A4-4. 公園の所有者は、公園内の建物等を核として、エネルギーの管理連動性がある公園内施設（街路灯など）を含めた範囲を報告範囲とします。また、公園内の建物等の設置者が公園の設置者と異なる場合は、建物等の設置者も当該施設について報告書を作成し提出することになります。

Q4-5. 街路灯などは事業所等に該当しますか？

A4-5. 事業所とは建物又は施設を指しますが、公道に単体で設置されている街路灯は建物又は施設に該当しないため、事業所等に該当しません。ただし、例えば、遊園地などの施設内に設置されている街路灯などは、施設全体のエネルギー使用量に含めて報告していただくこととなります。